

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十一月十二日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字権現下
二八番地 宗教法人大道教双葉教會
清算人 櫛田 啓

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

東京都北区上十条一丁目九番一〇号

医療法人社団清野内科医院
清算人 田中 聡

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年九月二十五日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

(登記簿上の主たる事務所)

岐阜県高山市島川原町三二番地

宗教法人御嶽町日輪教會
清算人 弁護士 漆原 由香

連絡先

岐阜県高山市桐生町三一〇五
ひだ法律事務所

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

三重県鈴鹿市南江島町四番一五号

医療法人三和会
清算人 山口 元子

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年七月二十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月五日

熊本県上益城郡甲佐町大字緑町字中野二七
五番地二〇 医療法人順和会
清算人 桃崎 和彦

第十五期決算公告

令和三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年一月五日

東京都新宿区馬場下町三番地第二飯村ビル
三階 特定非営利活動法人国境なき技師団
理事長 秋山 充良

第十六期決算公告

令和四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年一月五日

東京都新宿区馬場下町三番地第二飯村ビル
三階 特定非営利活動法人国境なき技師団
理事長 秋山 充良

第十七期決算公告

令和五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年一月五日

東京都新宿区馬場下町三番地第二飯村ビル
三階 特定非営利活動法人国境なき技師団
理事長 秋山 充良

第十八期決算公告

令和六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部計

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年一月五日

東京都新宿区馬場下町三番地第二飯村ビル
三階 特定非営利活動法人国境なき技師団
理事長 秋山 充良

第36期決算公告 令和7年12月24日
山形県山形市南原町二丁目7番39号
株式会社クリエイト礼文
代表取締役 大場 友和
貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在)

科 目		金 額 (百万円)
資産の部	流動資産	2,148
	固定資産	1,088
	資産合計	3,237
負債純資産及び部の部	流動負債	1,415
	固定負債	1,054
	負債合計	2,469
株主資本等	株主資本	768
	資本剰余金	93
	利益剰余金	675
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	660
	(うち当期純利益)	(△498)
負債・純資産合計		3,237